

令和6年度 隠岐の島町マイナンバーカード取得支援事業実施要項

1 目的

マイナンバーカードの取得を希望しているが、自身での手続きが困難な者について、高齢者施設、介護保険施設、障害者施設等の福祉施設、支援団体等が行う申請サポート・代理交付によるカードの受取りに対し、謝礼金を支払うことにより、マイナンバーカードの普及促進を図るもの。

2 自身での手続きが困難な者

隠岐の島町に住民登録のある施設入所者、要介護・要支援認定者、障がいのある者、長期入院者、75歳以上の高齢者又は社会参加を回避し、概ね家庭にとどまり続けている状態にある者（以下「施設入所者等」という。）

3 対象となる支援団体等

施設入所者等に対し、マイナンバーカードの申請サポート又は代理で交付を受けることを行う福祉施設、支援団体等であり、隠岐の島町に事業所を置くもの（以下「施設等」という。）

ただし、法人格を有する施設等に限る。

4 対象事業及び謝礼金の額

施設入所者等に対して行った以下の事業について、施設等が対応した人数に応じて、1事業あたり1人2,000円を乗じた金額を支払う。

(1) 申請サポート事業（郵送申請又はオンライン申請に限る。）

施設入所者等に対して、施設等がマイナンバーカードの交付申請を代行して行うこと。

(2) 代理交付事業

施設入所者等に対して、施設等がマイナンバーカードの受取りを代行して行うこと。

5 対象期間

令和6年10月1日（火）～令和7年3月14日（金）実績報告書提出分まで

6 謝礼金の支払条件

(1) 事前に当該事業の打合せを行い、事業参加申込書兼打合せ事項確認書（様式第1号）及び実施予定者一覧表（様式第1号__別紙）を提出した施設等を対象とする。

また、事業実施の2週間前又は令和7年2月14日（金）までのいずれか早

い期日までに事業参加申込書兼打合せ事項確認書の提出を行うこと。

- (2) 令和7年3月14日（金）までに実績報告を行った事業を対象とする。
- (3) 本町に住民登録のある施設入所者等に対して実施した件数のみ対象とする。
- (4) 申請サポート又は代理交付の事実を確認できる場合に限り対象とする。

7 実績報告書の提出

(1) 事業の実施から2週間後又は令和7年3月14日（金）のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第2号）を提出するものとする。

(2) 添付書類

①申請のサポート事業を実施した場合

- 1) 申請サポート実施報告書（様式第3号）
- 2) 個人番号カード交付申請書（写）

※オンライン申請の場合は、申請したことがわかるスクリーンショット等

3) 口座振替申出書（様式第5号）

②代理交付事業を実施した場合

- 1) 代理交付実施報告書（様式第4号）
- 2) 交付通知書（写）

※委任状欄記載済のもの

3) 口座振替申出書（様式第5号）

7 支払方法及び時期

実績報告書の確認を行い、謝礼金支払の可否、金額、条件等を決定する。支払は、口座振替とし、実績報告書受領後、速やかに支払うものとする。

8 謝礼金支払いの取り消し及び返還

(1) 次の場合は、謝礼金の支払いを取り消すこととする。

- ① 偽りその他不正な手段により謝礼金の支払いを受けたとき。
- ② この要項の内容に違反したとき。

(2) 謝礼金の支払いを受けた後、(1)の取消しを受けた場合は、指定された期限までに、謝礼金を返還することとする。

9 問い合わせ及び提出先

隠岐の島町役場町民課戸籍住民係

電話：08512-2-8560

Mail：choumin@town.okinoshima.shimane.jp